

【表紙】

|                |                                                                             |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】         | 内部統制報告書                                                                     |
| 【根拠条文】         | 金融商品取引法第24条の4の4第1項                                                          |
| 【提出先】          | 中国財務局長                                                                      |
| 【提出日】          | 2026年8月26日                                                                  |
| 【会社名】          | 株式会社エムビーエス                                                                  |
| 【英訳名】          | mbs, inc.                                                                   |
| 【代表者の役職氏名】     | 代表取締役社長 山本 貴士                                                               |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。                                                                 |
| 【本店の所在の場所】     | 山口県宇部市西岐波1173番地162                                                          |
| 【縦覧に供する場所】     | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号)<br>証券会員制法人福岡証券取引所<br>(福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号) |

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長山本貴士は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年5月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当事業年度の売上高の概ね2 / 3に達している28事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。また、当社は建設業であり、売上高利益率は個別工事内容により左右されるものの、各拠点において每期顕著に差異が生じるものではなく、この点からも売上高を指標とすることに問題ないと判断いたしました。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目を評価対象としました。具体的には、建設業における工事施工活動に関連して多額に計上される工事売上高、完成工事原価、売掛金、完成工事未収入金、受取手形、未成工事支出金及び原材料並びに貯蔵品に関する業務プロセスに加え、当社のその他事業において重要性の高い加盟店関連売上高及び加盟店関連売上原価に関する業務プロセスを評価対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや経営者による予測により不確実性を伴う重要な勘定科目として、貸倒引当金、完成工事補償引当金に係る業務プロセス等を、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社代表取締役社長山本貴士は、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。